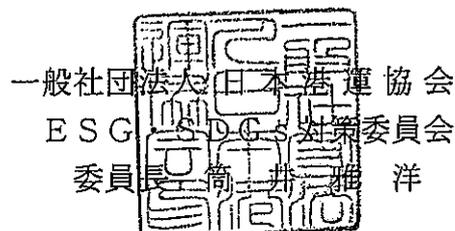




2022第 363 号

2022年12月28日

各地区港運協会長 殿



「みなとSDGsパートナー登録制度」に係る第2回登録事業者の決定
及び第3回登録事業者の募集開始について

標記につきまして、国土交通省港湾局は港湾関係企業等におけるSDGs達成に資する取組の更なる普及促進を支援するため「みなとSDGsパートナー登録制度」を創設し、第2回登録事業者の申請を受付けておりました。

国土交通省港湾局は、12月23日に別添1の通り第2回登録事業者の決定を公表しました。第2回登録事業者は75者であり、うち港湾運送業の事業者数は26者です。第1回と合計した登録事業者は163者、うち港湾運送業は57者となりました。貴会のご協力、ご支援を頂き、第2回目も第1回目の数に近い登録の申請を頂きましたことに対し、まずは御礼申し上げます。

また、12月26日には別添2のとおり第3回登録事業者の募集開始（2023年1月4日～3月3日）について、国土交通省ホームページに公表しました。

ESG・SDGs対策委員会では、各社ができることから取り組めるよう、その第一歩として「みなとSDGsパートナー登録制度」への参加を推進しておりますので、SDGsの重要性・メリット等をご理解いただき、引き続き登録に向けた各社のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

つきましては、お手数をおかけ致しますが、貴会会員事業者にこの旨ご周知下さるようお願い申し上げます。

記

【第2回登録事業者の決定について】

- ・登録事業者の具体的な取組については、国土交通省港湾局「みなとSDGsパートナー制度」のページ（※1）に掲載されております。各社の登録申請の際に参考になると思われます。

（※1）https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

【第3回登録事業者の募集開始について】

申請対象者：港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主であって、SDG s の達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者

申請期間：令和5年1月4日（水）～令和5年3月3日（金）23：59 到着分まで

申請方法：申請に必要な書類はウェブサイトからダウンロードし、必要事項をご記入の上ご申請下さい。

問い合わせ先：＜港湾運送事業関係＞国土交通省港湾局港湾経済課 関、田邊

TEL：03-5253-8111（内線：46803）、03-5253-8629（直通）

FAX：03-5253-8937

※応募方法等の詳細については、下記の国交省ウェブサイトをご参照下さい。

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

（写）各地区港運協会、特別会員

令和4年12月23日
 港湾局技術企画課
 港湾局港湾経済課

「みなと SDGs パートナー登録制度」第2回登録事業者を決定しました

本年10月に第2回の募集を開始した「みなと SDGs パートナー登録制度」について、申請内容を審査した結果、今般、港湾関係企業等75者の登録を決定しました。
 第1回登録事業者88者と合わせて累計163者の登録となります。

近年、SDGs 達成に資する取組は企業価値の向上と競争力の強化のための重要なツールとなってきており、港湾運送事業者や港湾建設業者をはじめとする港湾関係企業、団体（以下「港湾関係企業等」）においても、これらの取組を推進する機運が高まりつつあります。

これを踏まえ、地域を問わず全国の港湾関係企業等による SDGs 達成に資する取組を支援し、ひいては我が国港湾及び港湾関係企業等の魅力向上と持続的な発展に貢献するため、令和4年7月に「みなと SDGs パートナー登録制度」を創設いたしました。本年10月に第2回の登録希望者を募集し、申請内容を審査した結果、今般下記の通り登録事業者を決定しました。

記

1. 募集期間 令和4年10月3日（月）から令和4年12月2日（金）まで
2. 登録事業者 75者（事業者一覧は別紙の通り。）
3. その他 登録事業者の具体的な取組については、国土交通省港湾局「みなと SDGs パートナー登録制度」のページ（※1）に掲載しております。
 （※1）https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

【参考】みなと SDGs パートナー登録制度について

本制度の概要： SDGs の普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献するために創設したものです。本登録制度への参加を通じて、自社の事業活動と SDGs の関連性について身近な所から「気づき」を得るとともに、SDGs に資する取組を「見える化」する効果が期待されます。

登録対象者： 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体等であって SDGs の達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者

主なメリット： 登録証の交付、ロゴマーク（※2）の使用許可、港湾局ウェブサイトで事業者の取組を紹介、事業者のブランディング・イメージ向上、人材確保・育成 等



（※2）ロゴマーク

【問い合わせ先】

<港湾運送事業関係以外> 港湾局技術企画課 浅見、田中
 TEL: 03-5253-8111 (内線: 46541)、03-5253-8905 (直通) FAX: 03-5253-1652
 <港湾運送事業関係> 港湾局港湾経済課 関、田邊
 TEL: 03-5253-8111 (内線: 46803)、03-5253-8629 (直通) FAX: 03-5253-8937

みなとSDGsパートナー登録制度 第2回登録者一覧(五十音順)

登録番号	所在地域	業種	社名
2210030	四国	港湾建設業	アイエン工業株式会社
2210002	中国	港湾建設業	株式会社青木組
2210042	中部	港湾運送業	旭運輸株式会社
2210052	関東	港湾運送業	東海運株式会社
2210063	北海道	その他	株式会社アルファ水工コンサルタンツ
2210053	北海道	港湾建設業	勇建設株式会社
2210056	関東	港湾建設業	いであ株式会社
2210047	中国	港湾建設業	井森工業株式会社
2210013	関東	その他	株式会社ウィンテック
2210034	九州	港湾建設業	株式会社植村組
2210016	中部	港湾建設業	宇佐美工業株式会社
2210049	関東	港湾運送業	株式会社宇徳
2210068	関東	その他	株式会社エコー
2210072	中国	港湾運送業	NX境港海陸株式会社
2210064	関東	港湾建設業	株式会社大林組
2210015	中国	港湾建設業	株式会社大本組
2210066	九州	港湾建設業	岡本土木株式会社
2210020	四国	港湾建設業	兼子建設株式会社
2210009	中部	港湾建設業	株式会社河崎海事
2210050	関東	その他	かわさきファズ株式会社
2210036	関東	港湾運送業	京濱港運株式会社
2210040	関東	その他	国際航業株式会社
2210045	関東	港湾運送業	互興運輸株式会社
2210003	北陸	港湾建設業	株式会社近藤組

2210062	近畿	その他	堺泉北埠頭株式会社
2210057	関東	港湾運送業	相模運輸倉庫株式会社
2210032	関東	港湾運送業	株式會社三榮商會
2210074	関東	港湾運送業	山九株式会社
2210069	関東	港湾運送業	株式会社三協
2210031	関東	その他	山水産業株式会社
2210039	九州	港湾建設業	株式会社塩塚
2210026	九州	港湾建設業	塩塚建設株式会社
2210029	関東	港湾運送業	澁澤倉庫株式会社
2210051	北海道	港湾建設業	白鳥建設工業株式会社
2210018	東北	港湾建設業	株式会社青洋建設
2210001	中部	港湾建設業	高砂建設株式会社
2210024	中国	港湾建設業	株式会社高須組
2210017	関東	港湾運送業	タカセ株式会社
2210027	関東	港湾建設業	たにもと建設株式会社
2210060	東北	港湾建設業	寺下建設株式会社
2210071	関東	その他	東京港埠頭株式会社
2210010	関東	港湾運送業	東京国際埠頭株式会社
2210025	北海道	港湾運送業	苫小牧埠頭株式会社
2210028	中国	港湾建設業	株式会社ナイカイアーキツト
2210021	中国	港湾運送業	中谷興運株式会社
2210046	沖縄	港湾建設業	南洋土建株式会社
2210058	中部	港湾建設業	日起建設株式会社
2210037	関東	港湾運送業	日本紙運輸倉庫株式会社
2210023	近畿	その他	日本ポート産業株式会社
2210044	近畿	港湾建設業	深田サルベージ建設株式会社
2210054	東北	港湾建設業	福浜大一建設株式会社

2210043	近畿	港湾運送業	藤原運輸株式会社
2210041	関東	港湾運送業	株式会社二葉
2210012	東北	港湾建設業	穂積建設工業株式会社
2210019	北海道	港湾建設業	堀松建設工業株式会社
2210067	関東	港湾運送業	誠貿易運輸株式会社
2210038	北海道	港湾建設業	株式会社松本組
2210065	関東	港湾運送業	丸全昭和運輸株式会社
2210014	九州	港湾建設業	丸福建設株式会社
2210022	九州	港湾建設業	福丸建設株式会社
2210048	東北	港湾建設業	宮城建設株式会社
2210005	北陸	港湾建設業	株式会社明翫組
2210073	九州	港湾建設業	村上建設株式会社
2210011	関東	港湾運送業	株式会社村山商店
2210059	中部	港湾運送業	名港海運株式会社
2210075	関東	港湾運送業	株式会社明正
2210006	九州	港湾運送業	門司港運株式会社
2210007	北海道	港湾建設業	株式会社森川組
2210008	九州	港湾建設業	株式会社森山(清)組
2210070	関東	港湾運送業	矢吹海運株式会社
2210004	九州	港湾建設業	吉浦海運株式会社
2210055	北海道	港湾建設業	株式会社吉本組
2210061	北陸	港湾運送業	株式会社リンコーコーポレーション
2210033	九州	港湾建設業	株式会社若港
2210035	九州	港湾建設業	株式会社渡辺組

業種別		
	事業者数	割合
港湾建設業	40	53.3%
港湾運送業	26	34.7%
その他	9	12.0%
合計	75	100.0%
地域別		
	事業者数	割合
東北	5	6.7%
関東	27	36.0%
北陸	3	4.0%
中部	6	8.0%
近畿	4	5.3%
中国	7	9.3%
四国	2	2.7%
九州	12	16.0%
北海道	8	10.7%
沖縄	1	1.3%
合計	75	100.0%

令和4年12月26日
港湾局 技術企画課
港湾経済課

「みなと SDGs パートナー登録制度」第3回登録事業者を募集します

令和4年7月に創設した「みなと SDGs パートナー登録制度」について、今般、第3回の登録事業者の募集を開始します。

近年、SDGs 達成に資する取組は企業価値の向上と競争力の強化のための重要なツールとなってきており、港湾運送事業者や港湾建設業者をはじめとする港湾関係企業、団体（以下「港湾関係企業等」）においても、これらの取組を推進する機運が高まりつつあります。

これを踏まえ、地域を問わず全国の港湾関係企業等による SDGs 達成に資する取組を支援し、ひいては我が国港湾及び港湾関係企業等の魅力向上と持続的な発展に貢献するため、「みなと SDGs パートナー登録制度」を創設しました。これまで第1回登録事業者として88者、第2回登録事業者として75者の合計163者の登録を行いました。

今般、第3回登録申請の受付を下記の通り実施いたしますので、港湾関係企業等の皆様の積極的なご申請をお待ちしています。

記

- 制度の概要： 別紙1の通り
申請対象者： 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主であって、SDGsの達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者
申請期間： 令和5年1月4日（水）～令和5年3月3日（金）23:59 到着分まで
申請方法： 以下の申請に必要な書類を港湾局のウェブサイトからダウンロードし、必要事項をご記入の上ご申請下さい。

【申請に必要な書類】

- （様式第1号）みなと SDGs パートナー登録申請書
- （様式第2号）SDGs 達成に向けた具体的な取組
- （様式第3号）誓約書

【申請方法・申請先】

以下のメールアドレスに電子メールで申請して下さい。

hqt-gikikasdgs@gxb.mlit.go.jp

（メールの件名は「みなと SDGs パートナー登録制度申請」として下さい。）

- 備考： ・ 提出方法等の詳細につきましては、以下のウェブサイトをご覧下さい。様式や記載例、Q&A の他、登録事業者の取組事例の紹介などの参考情報を多数掲載しています。
・ 登録を受けることにより、登録証の交付やロゴマークの使用許可、当局のウェブサイトにおける取組紹介等のメリットが受けられ、ステークホルダー等への PR や従業員のモチベーションアップ等の効果が期待されます。（ロゴマークは別紙2 をご覧下さい。）

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

【問い合わせ先】

- <港湾運送事業関係以外> 港湾局技術企画課 浅見、田中
TEL:03-5253-8111(内線:46541)、03-5253-8905(直通) FAX:03-5253-1652
<港湾運送事業関係> 港湾局港湾経済課 関、田邊
TEL:03-5253-8111(内線:46803)、03-5253-8629(直通) FAX:03-5253-8937

現状と課題

- SDGsに関する取組は、企業価値向上や競争力強化のための重要なツールとなっている。
- 特にCO2削減の余地が大きい港湾地域において、カーボンニュートラルポートの形成を目指す中で、港湾関係業界においてもSDGs達成に資する取組への機運が高まっている。
- 一方、特に中小企業ではSDGsの認知度や具体的な取組方法等の理解度に課題がある。
- 地方創生の観点から、地域毎にSDGs達成に向けた取組を普及促進するための制度が創設されているが、特定の分野を対象として全国共通で取り組むことができる制度はない。

「みなとSDGsパートナー登録制度」の創設

〇「みなと」をフィールドとして事業を展開する企業等を対象とする登録制度を創設

- 自社の事業活動とSDGsの関連性について身近な所から「気づき」を促す。
- SDGsに資する取組を「見える化」する。

→SDGsの普及促進と達成に向けた取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献

募集対象者

- 港湾の整備、利用、保全、管理、運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体等
- SDGsの達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲がある者

手続きの流れ



想定される主なメリット

- 登録証の交付、シンボルマークの使用許可
- 港湾局ホームページで事業者の取組を紹介
- 事業者のブランディング・イメージ向上
- 人材確保・育成、従業員のモチベーションアップ
- 経営リスク管理
- 新たな事業機会の創出
- ステークホルダーとの連携



募集スケジュール

- 令和5年1月4日～令和5年3月3日 登録事業者の募集
 令和5年3月下旬 登録者の決定・公表、登録証の交付
 → 以降、四半期に一度募集

評価項目等

- 港湾の持続可能な発展に資する観点から、経済、環境、社会の3つの分野で自己の取組を評価し、各分野において1つ以上の取組があることを要件とする。
- 幅広い統合的な対応が求められることから、複数の分野にまたがる取組も想定される。
- 透明性と説明責任を果たすため、達成状況について定期的な(年1回)報告及び公表を求める。→SDGsウォッシュ(見せかけ)の回避



デザインコンセプト

ガントリークレーンは港湾の中でもひととき目立つ存在であり、“みなと”の風景として多くの人々に強い印象を与える施設です。

ガントリークレーンの下に17色に輝く穏やかな波とコンテナ船を配置し、“みなと”において営まれる諸活動の象徴として図案化したものです。

ロゴマーク

単体



国連SDGsロゴ・バージョン2との組み合わせ



(パートナー名)は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

※ロゴマークの使用にあたっては、「みなとSDGsパートナー登録マーク使用要領」をご確認下さい。